

# TPP原產地規則

- TPPにおける関税の特惠待遇(TPP税率)は、「TPP原産品」に対してのみ適用される。
- TPP原産地規則章では、「TPP原産品」の定義(原産地基準)やTPP税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地基準)、(2)第B節(原産地手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

## 第A節(原産地基準)

### 〈TPP原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される产品、又は③PSRを満たす产品(产品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす产品はTPP原産品となる。

### 〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす)。

## 第B節(原産地手続)

### 〈特恵要求手続(証明手続)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

### 〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された产品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

## 品目別規則(PSR)(附属書三一D)

それぞれの产品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

※繊維及び繊維製品については、別途、繊維章において原産地基準等が設けられている。

○TPP協定が2015年10月に大筋合意された。2016年2月4日に署名。

### 第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される產品について、關稅の撤廃・引下げの關稅上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原產品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための證明手續等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

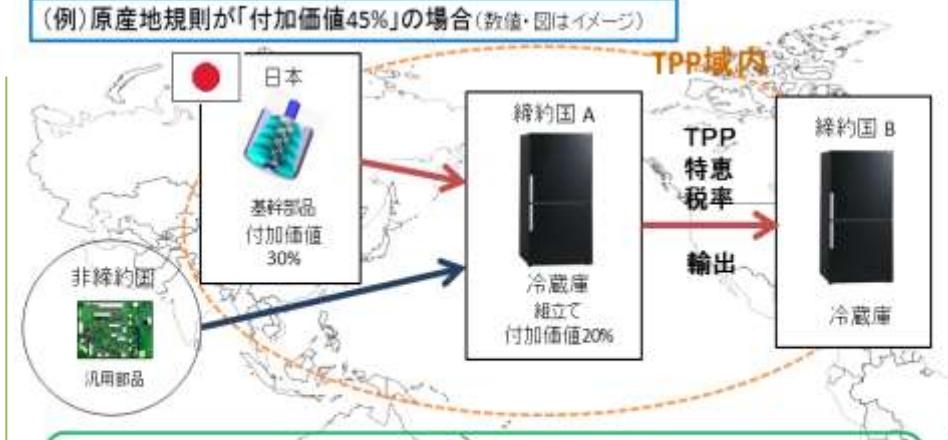
- (1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手續の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所:内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」(内閣官房TPP政府対策本部作成資料)

(参考)「完全累積制度」概念図

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



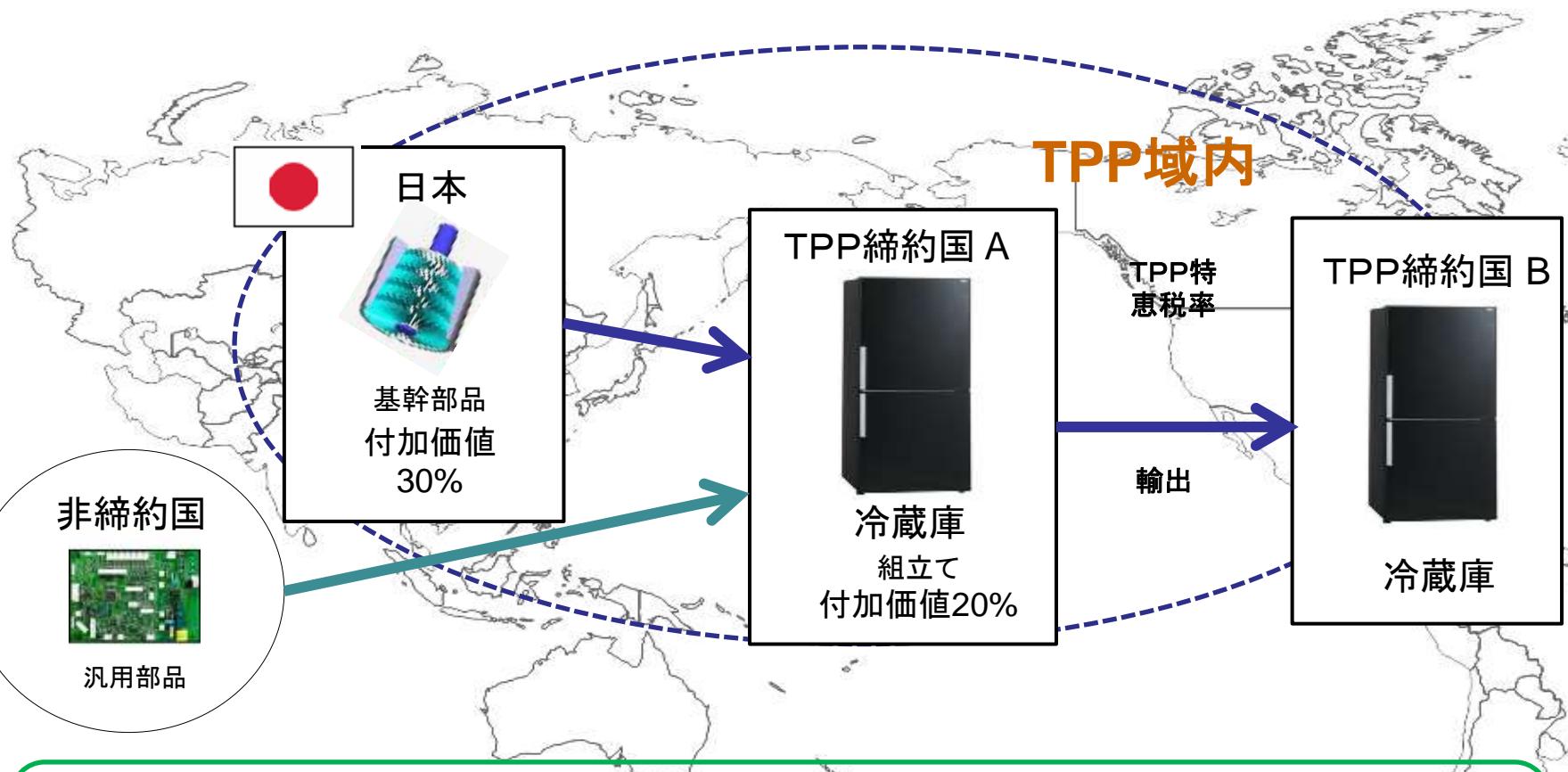
累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、完全累積制度があれば日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原產品として認められる。

- (4) 広域FTA化による原產品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、產品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税關に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

○相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、產品の原産性の判断に算入する。

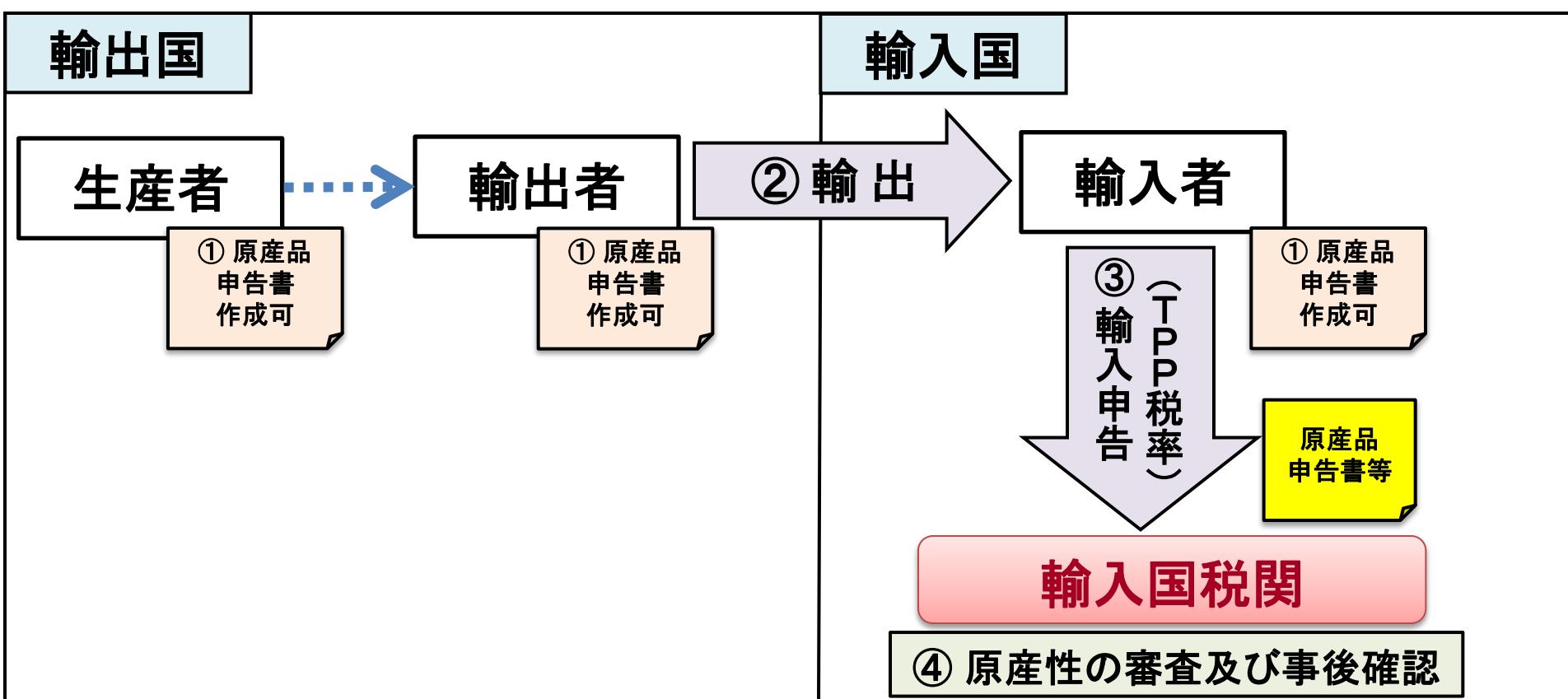
(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば、日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

## 特惠要求手続(自己申告制度)

- 日豪EPAと同様、TPPにおいても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。  
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。



# 運送の要件(積送基準)

○積送基準: TPP締約国(最終生産国である輸出国)の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続きTPP原産品と認められる。

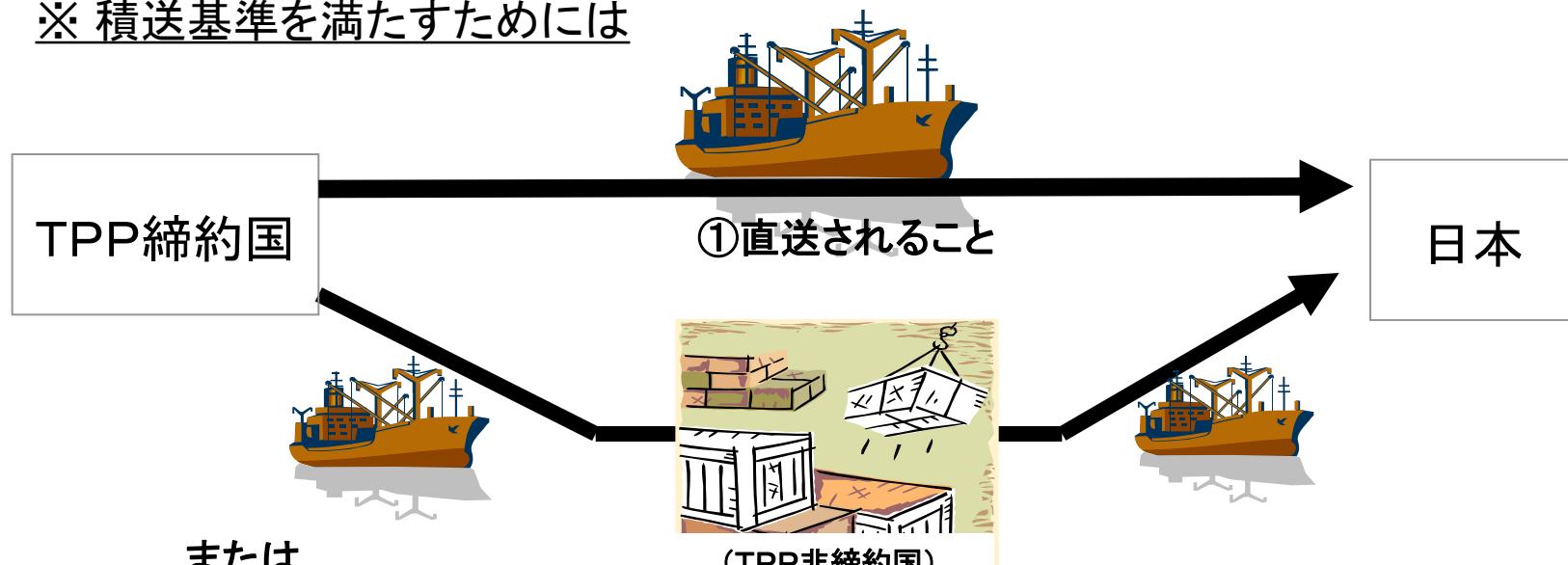
①TPP非締約国を経由することなく、輸出国から輸入国に直送される場合、

または、

②TPP非締約国を経由する場合であっても、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置、產品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われていない場合

○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある(「通し船荷証券」等の提示)。

※ 積送基準を満たすためには



②第三国(TPP非締約国)を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと

# 税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/>

税関  
Japan Customs

このページでは、貨物の輸出入通関手続に参考となる資料等を掲載しております。

1. 品目分類及び税率

- ▶ 輸出統計品目表
- ▶ 通関税率表
- ▶ 關稅率表解説・分類別解説
- ▶ 輸入貨物の品目分類事例
- ▶ 品目分類の事前教示
- ▶ 事前教示回答(品目分類)

2. 關稅評価(課稅価格)

- ▶ 課稅価格の計算方法
- ▶ 評価申告制度の概要
- ▶ 關稅評価の事前教示
- ▶ 關稅評価用語解説
- ▶ 輸入貨物の關稅評価事例
- ▶ 外国為替相場(課稅価格の換算)
- ▶ 課稅価格に含まれる運賃等の取扱いについて

3. 原產地認定

- ▶ 原產地規則について
- ▶ 原產地認定の事前教示
- ▶ 原產地規則解説用語
- ▶ 事務認定

6. 個人通關の取扱い

7. 『經濟連携協定(FTA/EPA)』はここをクリック

- ▶ 通關手続
- ▶ 特殊關稅制度
- ▶ 特惠關稅制度
- ▶ 經濟連携協定(FTA/EPA)
- ▶ シーリング關係(日メキシコEPA)
- ▶ 保稅制度
- ▶ 保稅地區一覽表・承認工場一覽表
- ▶ 免稅コンテナに係る規範手續について
- ▶ 通關稅率引上げに伴う稅額計算について
- ▶ 國際郵便を利用したたばこの個人輸入について

『原產地規則について』をクリックすると

□ 不備ある原產地證明書の取扱い

□ 原產地規則に関する講師派遣のご案内

『事前教示』はここをクリック

このページの本文へ サイトマップ English

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

税關所在案内

関稅中央分析所・税關研究所

税關政策・税關行政

所管法令等

特殊關稅

審議会・研究会

政策評議(關稅局・税關會議)

税關相互支持協定(OAMA)

税關手續

手續案内[e-Gov(イーガバ)へ]

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、

原産地認定についての

# 「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受けることができる制度で、

- 事前に一般特恵税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができます
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重される

などのメリットがあります。

## ◎ 《文書による事前教示照会書の様式の入手方法》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
  - ・ トップページのピックアップ中「■税関手続きの案内 ▶ 税関様式及び記載要領」  
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
- 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)

## ◎ 《具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》

- ・ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

# EPAに関するお問い合わせ先

## お問い合わせ先



### EPAを利用した輸出入全般について

**日本貿易振興機構 (JETRO)** <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>



お電話

在日本企業の方 ビジネス情報サービス課（貿易投資相談受付専用） ☎ 03-3582-5651

在海外企業の方 進出企業支援課 ☎ 03-3582-5017



インターネット EPAアドバイザー <http://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

### 経済産業省 通商政策局 経済連携課

お電話

03-3501-1595

FAX

03-3501-1592



インターネット

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/)

メール

[epa-soudan@meti.go.jp](mailto:epa-soudan@meti.go.jp)



### 特定原産地証明書の発給について

#### 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

お電話

03-3283-7850

FAX

03-3216-6497



インターネット

[http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)

メール

[tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)



# 照 会 先

## ● EPA、原産地規則に関してご質問がある場合

- ・ 大阪税関業務部原産地調査官

メールアドレス : osaka-gensanchi@customs.go.jp

電話番号 : 06-6576-3196

## ● 一般的な輸出入手続きに関してご質問がある場合

- ・ 大阪税関業務部税関相談官

メールアドレス : osaka-sodan@customs.go.jp

電話番号 : 06-6576-3001